

旭川医科大学寄附講座規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学寄附講座規程の一部を改正する規程

旭川医科大学寄附講座規程（平成16年旭医大達第43号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（設置手続）</p> <p>第5条 学長は、民間等から寄附講座設置の申込みがあった場合、当該寄附講座の設置が本学の教育研究の進展及び充実のため有益と認めるときは、役員会の議を経て、設置を決定するものとする。</p> <p>2 <u>寄附講座の設置を申し込もうとする民間等の長は、学長に寄附講座設置申込書(別紙様式第1号)を提出するものとする。</u></p> <p>3 <u>前項により申込みのあった寄附講座を実施しようとする講座等の長は、学長に寄附講座の概要(別紙様式第2号)を提出するものとする。</u></p> <p>（新設）</p> <p>4 学長は、第1項の設置を決定したときは、寄附者に対し別紙様式第3号により通知するとともに、教育研究評議会及び教授会に報告するものとする。</p> <p>第6条～第8条（略）</p> <p>第9条 寄附講座教員は、当該寄附講座における教育研究に従事するものとするほか、当該寄附講座における教育研究の遂行に支障のない範囲内でその他の授業又は研究指導を担当することができるものとする。</p>	<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（設置手続）</p> <p>第5条 学長は、民間等から寄附講座設置の申込みがあった場合、当該寄附講座の設置が本学の教育研究の進展及び充実のため有益と認めるときは、役員会の議を経て、設置を決定するものとする。</p> <p>2 <u>前項の申込みには、次の各号に掲げる書類を学長へ提出するものとする。</u></p> <p><u>(1) 寄附講座設置申込書(別紙様式第1号)</u></p> <p><u>(2) 寄附講座の概要(別紙様式第2号)</u></p> <p>3 学長は、第1項の設置を決定したときは、寄附者に対し別紙様式第3号により通知するとともに、教育研究評議会及び教授会に報告するものとする。</p> <p>第6条～第8条（略）</p> <p>第9条 寄附講座教員は、当該寄附講座における教育研究に従事するものとするほか、当該寄附講座における教育研究の遂行に支障のない範囲内でその他の授業又は研究指導を担当することができるものとする。</p>

(削除)

第10条～第11条 (略)

(活動状況及び研究成果の報告) (新設)

第12条 寄附講座を実施する講座等の長は、寄附講座の活動状況を学長に毎年度報告するものとする。 (新設)

2 寄附講座の設置期間が終了したときは、寄附講座を実施する講座等の長はその教育研究成果の概要を取りまとめ、学長に報告するものとする。 (新設)

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、寄附講座に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年1月11日から施行する。

別紙様式第1号 (第5条第2項関係)

別紙様式第2号 (第5条第3項関係)

別紙様式第3号 (第5条第4項関係)

【改正理由】

寄附講座の実施に係る責任の所在を明確にするとともに、活動状況及び研究成果の管理を円滑に行うため、所要の改正を行うものである。

2 寄附講座教員は、寄附講座の存続期間が終了したときは、成果の概要を取りまとめ、学長に提出するものとする。

第10条～第11条 (略)

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、寄附講座に関し必要な事項は、学長が別に定める。

別紙様式第1号 (第5条第2項第1号関係)

別紙様式第2号 (第5条第2項第2号関係)

別紙様式第3号 (第5条第3項関係)